8　［略］	7　［同左］
9　様式第17の４の９表１の２（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の実績値に対する予測値の比率）について、原価の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注８に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。記載に当たつては、以下の記載例を踏まえて記載すること。 （記載例） 様式第17の４の９の「乖離が生じた理由」より、・・・の傾向を踏まえ、・・・に係る費用の低減を見込む。	［新設］
［２の３～４　略］	［２の３～４　同左］
様式第17の４の４（第23条の９の３関係）	**様式第17の４の４**（第23条の９の３関係）
１　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要	１　［同左］
［表略］	［表同左］
［表略］	［表同左］
［注１～10　略］	［注１～10　同左］
11　「需要の算定方法等の詳細」の８．の欄には、注12に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。	［新設］
12　［略］	11　［同左］
13　様式第17の４の９表１（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率）及び表２（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の前年度の予測値の比率）について、需要の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注12に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「需要の算定方法等の詳細」の８．の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。	［新設］
１の２　データ伝送交換機能の回線数単位接続料に係る需要	１の２　［同左］
［表略］	［表同左］
［注１～４　略］	［注１～４　同左］
5　「予測値の具体的な計算式等」の欄には、注６に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。	［新設］
6　［略］	5　［同左］
7　様式第17の４の９表１の２（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の実績値に対する予測値の比率）について、需要の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注６に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。	［新設］
［１の３～３　略］	［１の３～３　同左］